教 育 研 究 評 議 会 議 事 録

平成26年10月８日（水）
15時30分から17時30分まで
事務局第１会議室

議事

Ⅰ　教育研究評議会議事録（９月10日開催）の確認

Ⅱ　協議事項

1　学校教育法及び国立大学法人法の改正に伴う学内規則の点検・整備について
2　第３期中期目標・中期計画の策定について
3　山形大学動物実験規程の一部改正について
4　山形大学公開講座規程の一部改正について

Ⅲ　報告事項

1　経営協議会（９月29日開催）について
2　山形大学風間サテライト規程の制定について
3　平成２５年度の実績に係る組織評価の評価結果について
4　研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについて
5　バーチャル研究所の認定について
6　平成２６年度新規採用教員に係るメンターについて
7　山形大学における単位互換実施に関する規程の一部改正について
8　年俸制の導入について
9　クロス・アポイントメント制度の導入について

Ⅳ　その他

1　大学改革戦略本部からの報告について
2　平成２６年度スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創成支援」の採択結果について
3　平成２６年人事院勧告について
4　次回開催（平成26年11月12日（水））

出席者

議　長　　小山清人　（学　長）

評議員　　深尾　彰　　安田弘法　　大場好弘　　阿部宏慈(理　事)

北川忠明　　元木幸一　（人文学部）

須賀一好　　佐々木正彦（地域教育文化学部）

玉手英利　　鵜浦　啓　（理学部）

山下英俊　　上野義之　（医学部）

飯塚　博　　森　秀晴　（工学部）

西澤　隆　　夏賀元康　（農学部）

久保田功　（附属病院長）

渡邊洋一　（基盤教育院長）

監　事　　斎藤亮一　　山下　貴

欠席者　　萩原　均　（理　事）

列席者　　総務部長　　企画部長　　財務部長　　施設部長　　教育・学生支援部長

ＥＭ部長　　小白川ｷｬﾝﾊﾟｽ事務部長　　工学部事務部長

総務課長　　人事課長　　労務課長　　財務課長　　施設企画課長

人文学部事務長　　理学部事務長　　農学部事務長　監査室長

Ⅰ　教育研究評議会議事録（９月10日開催）の確認

平成26年９月10日(水)開催の教育研究評議会議事録が確認された。

Ⅱ　協議事項

１　学校教育法及び国立大学法人法の改正に伴う学内規則の点検・整備について

阿部評議員から、本件については、去る９月10日（水）開催の本会議において改正案を示し、その後、各部局からの意見等を踏まえ修正等を行い、本日開催した役員会において了承されたものである旨説明があり、当該修正点等に関して、資料１に基づき委細説明があった。

次いで、本件に関して概ね次のような質疑応答があった。

・教員選考の手続きに関して、学長が選考して任命した学部長がその学長の意向を受けて教員選考委員会を設置して候補者の教育研究業績の審査を行うこととしているが、学長のコントロールが強すぎるように思われる。学長がリーダーシップを発揮して大学運営を行うということはとても重要であるが、この教員選考手続きに関しては、モラルハザードの点からも、学部長ではない者が教員選考委員会を設置することにする等、違う仕組みを検討する必要があると思われる。（鵜浦評議員）

・これについては、これまでの文部科学省とのやり取りや、中央教育審議会におけるまとめの中でも、教員の選考とその配置に関しては分けて考えるべきものとされている。教員をどのポストに配置するかということは、学長が全学的視点から判断するものであり、それに対して、そのポストに誰を選考するかということは、専門分野の視点から各教授会等で選考委員会を立ち上げて教育研究業績を十分に審査するということが重要な役割である。そのことは、今回示した改正案でも変わっていない。ただ、その最終的な決定権は学長にあるということを明示しなさいという今回の法改正の趣旨に従って今回の改正案としている。モラルハザードに関してまで懸念され述べられたが、その点に関しては、あくまで私見であるが、それはお互いの信頼関係ではないかと思う。（阿部評議員）

・教授会規程（案）に関して、教員の採用や昇任を行う際の決定やデザインは学長が行うこととなるが、その具体的プロセスは研究科や学部で選考等を行うことになるのだと思う。そういうことであるならば、改正案の方で、学長へ意見を述べるものとするとして列挙されているもので、「(4)教員の教育研究業績に関する事項」とあるが、教員選考の段階において、選考を受ける者はまだ教員となっていないので該当しないものと考えられる。現行の規程においては、「(6)教員の採用及び昇任のための選考に関する事項」とある。そのところに少し違和感を覚える。教員の採用や昇任を行う際、学長が決定を行うに当たっては意見を述べられないということになるのではないか。（須賀評議員）

・このことについては、教授会規程（案）第２条第２項において、「教授会は、前項に規定するもののほか、学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。」とあり、教員の採用等において、学長が最終的な決定を行うに当たっては、教授会としてそこで意見を述べることができると考えている。加えて、職員人事規程（案）においても、教員の採用方法や昇任方法に関して、学長は当該教授会等の意見を聴くこととしている。（阿部評議員）

・職員の懲戒の手続きに関する規程（案）について、懲戒処分とは非常に重いものである。現行では「大学の教員は、教育研究評議会の審査の結果によるものでなければ、懲戒処分に付されることはない」としているが、改正案では「役員会の審査の結果」となっている。そうなれば、教育研究評議会の場には、一切報告も何もないことになる。（役員会の意図で）事案を隠そうと思えばそうすることも容易であり、その点をどのように担保するのか。（山下評議員）

・規定上、当該部局における調査委員会の設置やその調査結果に関しても、部局長は当該教授会等から意見を聴くこととしており、それらの手続きを踏まえて懲戒の事由に該当する事実があったと認めた場合に学長に報告があがり、役員

会において懲戒の審議を行うこととなっている。つまり、当該部局と役員会とのやり取りがあり処分が決まるものである。（阿部評議員）

・リーダーシップとガバナンスは違うものであり、ガバナンスというのは、「みんなが気持ち良く仕事しましょう」ということで、リーダーシップは、強いリーダーシップで「いい方向に持っていきましょう」ということ。そこのところの切り分けを少しきちんとしていただきたい。（鵜浦評議員）

・職員の降任及び解雇の手続きに関する規程（案）について、第11条第１項において、「部局長は、所属する教員が降任又は解雇の事由に該当すると思料するときは、当該教授会等から意見を聴取した上で、当該教員の降任又は解雇について、学長に報告しなければならない。」としているが、その処分の最終決定者が学長であるので、部局長にその判断をさせるのは問題があるように思う。懲戒の場合にはその基準がある。どのような場合に、当該調査委員会を設置すべきなのか、その標準例をきちんと示していただきたい。（北川評議員）

・懲戒処分の場合と同じように、別途その基準を定めるよう検討したい。（阿部評議員）

・教授会規程（案）における審議事項について、現行の「(3)学部の予算の配分及び決算に関する事項」が削られているが、学長が学部への予算の配分の大枠を決定することは理解できるが、学部内での配分において、学部が関与して決められないというのはあり得ない。予算決算においても、学部の予算がどのように使われ、どのようになっているのか、学部が関与しないということはあり得ないのではないか。（佐々木評議員）

・予算は非常に重要なマターであることは認識している。ただし今回の法改正の趣旨においては、教授会に委ねられる審議事項は教学に限定されている。今回の改正は、それを反映させたものであるのでご理解いただきたい。（阿部評議員）

・教育の在り方という点において、予算の裏付けというものが必ずあることなので、教育に関してのみ意見を述べることができても、予算は別に審議し意見を述べられないということでは、うまくはいかないと思われる。（佐々木評議員）

・現状、各学部には予算委員会があり、研究費等の配分に関して審議している。その点に関しては、来年度以降、どのようになるのか。（元木評議員）

・予算は学部長に配分して、学部長の判断により、委員会を設置したり、あるいは教授会に報告することになったり、学部長の判断にお任せすることになると思う。（学長）

・全体的な感想として、今回の改正案全体のトーンをみると、明らかに教育研究評議会というもの、あるいはその位置付けを低めるようになると感じられる。本会議が担っていたものが学長や学部長に移っていくような印象が強く、今後、その点も十分に配慮すべきである。（元木評議員）

以上のような質疑応答の後、議長から、本件について提案があり、審議の結果、本案が了承された場合、その後、各部局毎に定めている規定の改正手続きを行うこととになるが、その際、双方に不整合な点等が生じた場合には、確認及び修正をしながら手続きを進めることで原案を了承し、了承した規定に齟齬が生じた場合には、次回本会議で審議することを確認した。

2　第３期中期目標・中期計画の策定について

深尾評議員から、平成27年６月中に文部科学省に提出することとされている本件について、同省からの事務連絡に基づき、現在策定中の「山形大学の将来構想」をベースにして、本学評価分析室の専門部において、平成26年11月末までに素案を作成し各学部等に提示する等、資料２のとおり今後の策定作業を進めることとしたい旨説明があった。

次いで本件に関して、久保田評議員から、資料２－４にある組織及び業務全般の見直しに関する視点として、特に小白川キャンパス内の教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院組織の改革検討について、学長のリーダシップのもと、是非将来を見据えて、社会的要請に応えうる改革を検討していただきたい旨発言があった。

その後、議長から、本件について提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

3　山形大学動物実験規程の一部改正について

深尾評議員から、本件については、近年、本規程の適用外となる動物を使用する動物実験等に関する学長の承認を求める事例が多くなってきたことに伴い、本規程の適用外の動物を使用する動物実験等について、本規程を準用し承認できるようにするための所要の改正である旨資料３に基づき説明があった。

次いで、議長から、本件について提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

4　山形大学公開講座規程の一部改正について

安田評議員から、本件については、本学が開講する正規授業科目を一般市民に開放する市民開放授業の実施に伴う改正である旨資料８に基づき説明があった。

次いで、議長から、本件について提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

Ⅲ　報告事項

1　経営協議会（９月29日開催）について

学長から、去る９月29日（月）に開催した本件について、資料12にある議事に基づき審議等を行った旨報告があった。

2　山形大学風間サテライト規程の制定について

学長から、本件については、去る９月30日付けで正式に本学が寄附をもらい受けた山形市風間にある土地・建物に関して、その名称を「風間サテライト」とし、資料４のとおり学長を当該サテライト長としてその運用を行うための規程を設けた旨報告があった。

3　平成２５年度の実績に係る組織評価の評価結果について

深尾評議員から、去る９月29日（月）に実施した平成25年度の実績に係る組織評価の実施に係る各部局長の協力に対して謝意があり、その評価結果に関して資料５に基づき報告があった。

4　研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについて

深尾評議員から、去る８月26日（火）に文部科学大臣が策定し来年４月１日から適用されることとなる本件について、当該ガイドラインの概要及び大学に求められている対応等に関して、資料６に基づき報告があった。

次いで、同評議員から、本件に係る本学の関係規程の改正等に関しては、来年２月及び３月に本会議に諮り審議願う予定である旨補足説明があった。

本件に関連して、山下評議員から、今後、本件等に関して全学的なこととして専門的に対応することのできるスペシャリストの育成も検討願いたい旨発言があった。

5　バーチャル研究所の認定について

深尾評議員から、本件について、YU-COE推進本部において、今回資料７のとおり新たに３件の認定を行った旨報告があった。

6　平成２６年度新規採用教員に係るメンターについて

安田評議員から、本件について、各学部長からのメンター教員の提案に基づき、役員会において資料９のとおり了承した旨報告があった。

7　山形大学における単位互換実施に関する規程の一部改正について

安田評議員から、本件について、大学コンソーシアムやまがた単位互換協定における「単位互換実施に関する覚書」の履修開始年次にあわせるため、役員会に

おいて資料10のとおり所要の改正を了承した旨報告があった。

8　年俸制の導入について

阿部評議員から、本件については、去る７月９日（水）開催の本会議において素案を示し、その後、各部局からの意見等を踏まえ修正等を行ったものである旨説明があり、当該修正点等に関して、資料13に基づき委細報告があった。

次いで、同評議員から、原案としては今回提示したもので固まったと考えており、本日、各部局に持ち帰っていただき、意見等あれば10月24日（金）まで連絡願いたい旨依頼があった。

次いで本件に関して、以下のような質疑応答があった。

・具体的にどのようなやり方で行うのか確定しているものなのか。（夏賀評議員）

・まだ確定していない。年俸制を導入しなければならないということからはじまっており、文部科学省に対する来年度の概算要求や若手のスタートアップ支援のための予算措置をいただくためにも、本学に年俸制を導入するための関係規程の整備と施行を急いで行う必要がある状況である。実際の運用としては、募集を行うこととなると思う。評価方法に関しても早急に策定する予定である。（阿部評議員）

・評価方法について、学長が定めることになると思うが、各学部で評価を行うというコンセプトでいいのか。（山下評議員）

・現状の教員評価はそうなっており、その準用を想定している。（学長）

・第８条の業績給に関して、「前年度における在職期間が零である者については、学長がこれを決定するものとする。」とあるが、決定する際、その根拠となる何かが必要であると思われる。（西澤評議員）

・何の根拠もなく定めることはない。今後、検討することとしたい。（阿部評議員）

・第10条の間接経費等獲得による給与に関して、業績年俸に加算する際の内訳（取り決め）のようなものは決まっていないのか。このことは、先ほどの業績評価のことと同じだと思う。その算定方法を明確にしておく必要があると思う。（森評議員）

・現時点で、この規程上で明確にすることは考えていない。（阿部評議員）
・契約の中で決めていくことになるのではないか。（学長）

9　クロス・アポイントメント制度の導入について

阿部評議員から、本件については、文部科学省が定める「国立大学改革プラン」における「人事・給与システムの弾力化」の一環として、各大学での導入が求められていたものであり、本学就業規則の適用を受ける教員が、他の機関の職員としての身分を有することにより、本学及び当該機関の業務を行う場合の取扱いを定めたものである旨、また、本制度の適用を受ける教員は、他機関との協定を基に、エフォートに応じて本学及び他機関から給与を受け取るもので、それぞれが支給する給与の額は、それぞれが決定することとなる旨説明の後、本学で導入を検討している本制度の概要及び関係規程（案）に関して、資料14に基づき委細報告があった。

なお、同評議員から、本制度については、共済組合や労災保険の適用など、調整が必要な部分も残されているため、今後、文部科学省においても関係省庁と調整を行いながら、個々の協定により決定することになるため、先ずは、このような形で規程の整備を進めることとした旨補足説明の後、本件については、本日、各部局に持ち帰っていただき、意見等あれば10月24日（金）まで連絡願いたい旨依頼があった。

Ⅳ　その他

1　大学改革戦略本部からの報告について

学長から、本件について、現在、大学改革戦略本部会議において第３期中期目標・中期計画期間に向けて検討している状況等に関して、山形大学の将来構想とリンクするべき将来ビジョン、行動指針及び改革のロードマップ等、資料１１－１に基づき報告があった。

次いで、本件に関して、次のような意見交換があった。

・学長がどんな権限を持って何をするのかということを是非盛り込んでいって欲しい。みんなで意見を持ち寄っていいことをやろうということならば、それを盛り込んでいって欲しい。（山下評議員）

・そのスタンスで理事及び学部長等から様々な意見をいただきながら進めていくつもりである。（学長）

・大学経営の面だけでなく社会的なニーズ等、様々な面から検討をして将来ビジョンをつくっていっていただきたい。（北川評議員）

・山形大学の将来ビジョンと「自然と人間の共生」との関わりがわからない。（飯塚評議員）

・何故山形かという必然性が見えなければならない。「自然と人間の共生」とい

うことはますます重要となってきている。山形の特徴、山形及び東北をどう変えていくのかということを是非議論に盛り込んでいっていただきたい。（玉手評議員）

引き続き、学長から、次のとおり教員の一元化に関する提案があった。

・本年４月の学長就任以降、文部科学省との様々な折衝や学長会議等の席で、第３期中期目標・中期計画に向けたこの大学改革加速期間に、大学をどう変えていくのかということを真剣に議論し、本学の改革を進めている。

・その中で最も重要なことは、18才人口の減少に伴う受験生の減ということが一番の課題である。それに伴い大学の教育組織を変えていかなければならないと思っている。

・そのときに、現在本学では、教育組織と教員組織とが一体化している。教育組織を変えようとすると教員の異動が伴うことになる。当該教員の身分等の問題に及ぶことになる。

・そこを避けるということを、改革を先行する他大学ではっきりと意識して教育改革を行っている。

・学長としては、本学の改革像を文部科学省に示して、平成27年度には何としても機能強化に係る予算を獲得したいと考えている。

・そして、そのためには教育組織を変えうる仕組みを導入することが必須だと考えており、そこで考えたのが、教育体制と教員組織の分離ということで、言い換えれば、教員組織の一元化ということである。

・ついては、平成27年４月から資料１１－２の基本的考え方に基づき、本学の教員組織を一元化する方向で改革を進めることを提案する。

次いで、上記の学長提案に関して、次のような質疑応答があった。

・現状の教員管理のポイント制との違いは何か。（鵜浦評議員）

・実質は現状のポイント制とはそんなに変わりはない。これは教育組織を変えていくための一つの考え方である。教育組織を変えるに伴い教員組織を変えていくのは大変なことであるため、その組織づくりである。（学長）

・現在、学部として教員管理ポイントを戦略的に活用している。その点で学部が考えて努力しているところを十分に考慮していただきたい。（西澤評議員）

・その点も現状とはそれ程変わらないのかと思っている。（学長）

・資料１１－２に、教育体制と教員組織の間に調整とあるが、その調整のために組織（委員会等）を設置することになるのか。（元木評議員）

・実際には、学長はじめ役員と当該部局長及び当該教員との話し合いになると思う。ただし、すぐには現状と変わらないと思う。仕組みとしてこのようなことを考えているということである。（学長）

・経営側の思惑で教育組織が比較的容易に変えられることとなると、教員側が受け身になり、イニシアティブが無くなってくることが懸念される。教員のモチベーションを下げないよう学長のリーダーシップを発揮していくことが重要である。（玉手評議員）

・現場の教員のやる気と頑張りが大切だと思っている。（学長）

・学部における教員管理ポイントは無くなることになるのか。（飯塚評議員）

・具体的にはまだそこまでイメージできていないが、現状のやり方と大きく変えるつもりはない。（学長）

以上の質疑応答の後、あらためて学長から、平成27年４月から資料１１－２の基本的考え方に基づき、本学の教員組織を一元化する方向で改革を進める旨提案があり、了承された。

また本件に関して、学長から、本提案に係る関係規程の改正（案）等については、次回本会議において説明する旨付言があった。

２　平成２６年度スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創成支援」の採択結果について

安田評議員から、本件について、申請に当たって各部局から多大な協力をいただいたことに対して謝意があり、不採択という結果に関しては、今回、申請書に盛り込んだ計画の実現や具体化を図り、本学のグローバル化の点で遅れている点を少しでも改善していきたい旨説明及び協力の依頼があった。

３　平成２６年人事院勧告について

阿部評議員から、本件について、本学においても資料15の給与勧告の骨子に基づき、本年12月の勤勉手当から引き上げを行う方向で手続きを進めたい旨説明があり、今後、関係会議における審議等の手続きに関してご理解とご協力をお願いしたい旨依頼があった。

４　大学改革講演会の開催について

安田評議員から、来る11月12日（水）、次回本会議終了後に開催予定の「大学改革講演会」について、席上配付資料に基づき案内があった。

５　学内向け広報誌の発行について

学長から、本件について、編集に当たって各部局から協力をいただいたことにに対して謝意があり、創刊号に関しては、当初今月末の発行を予定していたが少し遅れる予定でご了承願いたい旨説明があった。

６　次回開催について

次回は、平成26年11月12日（水）に開催することとなった。

配付資料

資料１　学校教育法及び国立大学法人法の改正に伴う学内規則の点検・整備について
資料１－１　学校教育法の改正等に伴う学内諸規則の一部改正案等に対する意見等について
資料１－２　学校教育法の改正等に伴う学内諸規則の一部改正について
資料１－３　学校教育法及び国立大学法人法の改正に伴う学内諸規則の制定について
資料１－４　国立大学法人法の改正に伴う学内諸規則の一部改正について
資料１－５　国立大学法人法の改正に伴う学内諸規則の一部改正について
資料１－６　学校教育法の改正等に伴う学内諸規則の一部改正について
資料２－１　第３期中期目標・中期計画の策定について（案）
資料２－２　第３期中期目標・中期計画の策定に向けてのスケジュール
資料２－３　国立大学法人の第３期中期目標・中期計画の項目等について
資料２－４　「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」について
資料２－５　評価分析室目標計画専門部委員名簿
資料３　山形大学動物実験規程の一部改正について
資料４　山形大学風間サテライト規程の制定について
資料５　平成25年度の実績に係る組織評価結果
資料６－１　新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」概要
資料６－２　「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について
資料６－３　研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
資料７　山形大学バーチャル研究所認定一覧
資料８　山形大学公開講座規程の一部改正について
資料９　平成26年度新規採用教員に係るメンター教員
資料10　山形大学における単位互換実施に関する規程の一部改正について

資料11-1　　山形大学ビジョン　－自然と人間の共生－
資料11-2　　教育体制と教員所属組織の分離（教員組織の一元化）について
資料12　　経営協議会議事
資料13-1　　国立大学法人山形大学職員給与規程の一部改正について
資料13-2　　国立大学法人山形大学年俸制適用職員給与規程（案）
資料13-3　　国立大学法人山形大学年俸制適用職員給与規程（案）見え消し版
資料14-1　　国立大学法人山形大学クロス・アポイントメント制度に関する規程(案)
資料14-2　　人事制度改革：山形大学クロス・アポイントメント制度
資料15　　給与勧告の骨子
参考資料　　大学改革講演会の開催について